

広島県告示第七百二十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律〔平成六年法律第三十号〕第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。）第五十条の二の規定によって、次のとおり指定医療機関の名称を変更した旨の届出があった。

令和四年九月二十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名		称		所 在 地	変 更 年 月 日
新	旧	新	旧		
医療法人阿多田診療所	庄原同仁病院	医療法人ながえ会 庄原同仁病院	阿多田診療所	庄原市川北町字久井田八 九〇番地一	令和元年六月一日
		大竹市阿多田四〇三番地の 二			令和二年四月一日